

租税特別措置法第67条の2の適用を受けるた  
めの社団たる医療法人の組織変更について

標記の件に関し下記のとおり了解し覚書を交換するものとする。

昭和39年12月28日

大蔵省主税局税制第一課長  
山下元利  
大蔵省主税局税制第三課長  
久光重平  
国税庁直税部審理課長  
小宮保  
厚生省医務局総務課長  
暹美節夫

記

租税特別措置法第67条の2の適用を受けるためには、既設の出資持分の定めのある社団たる医療法人は、その組織を変更しなければならないが、その組織の変更については、次によることとする。

- 1 組織の変更については、既往の出資持分の定めのある社団たる医療法人について清算の手続きをなすべきものであるが、その変更後の医療法人が租税特別措置法第40条及び第67条の2の承認を受ける各要件に該当しているもの限り、定款の変更の方法によることを認める。
- 2 1により昭和41年3月末日までに定款を変更し、租税特別措置法第67条の2により大蔵大臣の承認を受けた場合には、その変更につき法人税、所得税及び贈与税の課税はしない。医療法人が特別の事由があるため、同日以後において1の手続きにより組織の変更を行おうとする場合において大蔵省及び厚生省の協議により承認されたときについてもまた同様とする。